

有珠山の活動にかかる対応状況等について（最終報）

平成14年11月14日
17時00分 現在
消 防 庁

1. 噴火及び主な被害状況

(1) 噴火状況

- ・平成12年3月31日13時07分、最初の噴火（緊急火山情報第4号）
- ・ “ 3月31日以降、噴火が数カ所で発生

(2) 人的・物的被害状況

人的被害 なし

物的被害（平成14年3月31日現在）

- | | |
|--|---|
| ・住家（被害額： <u>1,936,012千円</u> ） | ・水道（被害額： <u>3,503,539千円</u> ） |
| 全壊 1 1 9 棟 | 1 件 |
| 半壊 3 5 5 棟 | ・病院・一般廃棄物処理施設（被害額： <u>2,031,633千円</u> ） |
| 一部破損 3 7 6 棟 | 4 件 |
| ・非住家（公共建物以外）（被害額： <u>1,607,934千円</u> ） | ・下水道（被害額： <u>4,010,159千円</u> ） |
| 全壊 1 2 棟 | 4 4 箇所 |
| 半壊 1 1 棟 | ・公立文教施設（被害額： <u>1,020,029千円</u> ） |
| ・土木（被害額： <u>4,546,355千円</u> ） | 7 件 |
| 河川・道路等 6 4 箇所 | ・社会教育施設・その他公共施設（被害額： <u>1,372,245千円</u> ） |
| ・農業（被害額： <u>268,207千円</u> ） | 8 件 |
| 農作物等 8 9 戸 | ・社会福祉施設（被害額： <u>162,052千円</u> ） |
| 施設 3 3 件 | 6 件 |
| ・水産（被害額： <u>10,225千円</u> ） | ・商工（被害額： <u>2,057,454千円</u> ） |
| 1 件 | 1 4 4 件 |
| ・林業（被害額： <u>687,474千円</u> ） | ・都市施設（被害額： <u>23,068千円</u> ） |
| 林地 3 6 . 0 6 h a | 2 件 |
| 施設 8 箇所 | ・市街宅地の堆積土砂排除（被害額： <u>60,533千円</u> ） |
| | 1 件 |

被害額総額 23,296,919千円

2. 避難の状況

(1) 経過

- ・伊達市 避難指示（平成12年3月29日13時30分の避難勧告を切替）
平成12年3月29日18時30分 長和地区
有珠地区
“ 4月2日16時00分 長和地区の一部について一時解除
“ 4月13日9時00分 長和地区・有珠地区の一部について一時解除
除
（伊達市内、避難指示対象者0人）
“ 5月24日9時00分 北有珠町の一部について一時解除
- ・虻田町 避難指示（洞爺湖温泉地区、泉地区、入江地区の一部については、平成12年3月29日15時00分の避難勧告を切替）

平成12年 3月29日18時30分	洞爺湖温泉地区
” ” 20時30分	泉地区・入江地区の一部
” 3月30日 9時30分	月浦地区
” ” 15時30分	入江地区・高砂地区
” 3月31日15時30分	清水地区及び花和地区を除く全域
” 4月13日12時00分	月浦地区・高砂地区の一部について一時解除
” 4月20日 7時00分	入江地区の一部について一時解除
” 5月12日 9時00分	本町4区、5区、6区の一部、7区の一部、入江1区の一部について一時解除
” 5月24日 9時00分	6区の一部、かっこう台区の一部、7区の一部、8区、入江1区の一部、入江3区、洞爺湖温泉地区の一部、海域全部について一時解除
” 5月28日20時00分	かっこう台区の一部、入江1区の一部、入江4区、泉の一部について一時解除
” 6月3日15時00分	泉地区の一部、温泉地区の一部について一時解除
” 6月7日 9時00分	泉地区の一部について一時解除
” 6月17日 9時00分	洞爺湖温泉8区の一部について一時解除
” 7月6日 7時00分	洞爺湖温泉1区の一部、洞爺湖温泉2区の一部、洞爺湖温泉東側地区（世帯なし）について一時解除
” 7月14日 7時00分	洞爺湖温泉1区の一部、洞爺湖温泉2区の一部、洞爺湖温泉3区の一部、洞爺湖上について一時解除
” 7月18日 7時00分	洞爺湖温泉5区の一部、洞爺湖温泉7区の一部、洞爺湖温泉8区の一部、泉区の一部について一時解除
” 7月28日 9時00分	洞爺湖温泉2区の一部、洞爺湖温泉3区の一部、洞爺湖温泉4区の一部、洞爺湖温泉5区の一部、洞爺湖温泉6区の一部、洞爺湖温泉7区の一部、泉区の一部について一時解除
平成13年 6月20日 9時00分	金比羅山K - B火口周辺200m程度を除く洞爺湖温泉町地区の一部、泉地区の一部（202世帯378人）解除
	（虻田町、避難指示対象者は0人）

・ 壮瞥町 避難指示（平成12年 3月29日13時00分の避難勧告を切替）

平成12年 3月29日18時30分	壮瞥温泉地区 洞爺湖温泉地区 昭和新山地区
” 4月13日 9時00分	昭和新山地区・壮瞥温泉地区の一部について一時解除
” 4月20日 9時00分	壮瞥温泉地区の一部について一時解除
” 5月2日 9時00分	壮瞥温泉地区について一時解除
” 5月12日 9時00分	洞爺湖温泉地区について一時解除

(壮警町、避難指示対象者は 0 人)
平成12年 5 月24日 9 時00分 有珠山ロープウェイ山頂駅周辺を含む一部
地域について一時解除

- ・平成12年 6 月10日 9 時00分有珠山外輪山地区について一時解除 (住家ない地域)

平成12年 7 月28日 9 時00分をもって避難指示の一時解除としていた地域は避難指示
解除となった。

(2) 現在の対象地域 (平成13年6月20日9時00分現在)

金比羅山火口 (K - B) 半径200m程度の非居住地域 (避難指示対象は 0 人)

ただし、洞爺湖温泉町地区の一部、泉地区の一部については、立入制限区域として
安全管理対策を行っている。

洞爺湖湖面の立入禁止区域 (平成12年 5 月 3 日15時設定、 5 月 5 日 9 時実施)

範囲：壮警町虻田町行政区域～虻田町月浦と弁天島を結ぶ湖上

平成12年 5 月12日 一部解除(壮警町虻田町行政区域～壮警町道道洞爺湖登別線
四十三橋と弁天島を結ぶ湖上)

〃 7 月14日 一時解除

〃 7 月28日 9時00分をもって一時解除から解除に切り替え

3 . 道・市町村の災害対策本部等の設置状況

北海道	有珠山火山活動北海道災害対策本部	(3月29日10:30設置)
	有珠山火山活動北海道災害対策胆振地方本部	(3月29日10:30設置)
伊達市	有珠山噴火活動伊達市災害対策本部	(3月28日09:30設置)
壮警町	壮警町有珠火山災害対策本部	(3月28日08:30設置)
虻田町	有珠山火山活動虻田町災害対策本部	(3月28日17:30設置)

4 . 消防庁・消防機関の対応

(1) 消防庁の体制等

平成12年 3 月29日	・ 9 時30分、第 1 次応急体制 ・ 11時10分、第 2 次応急体制 (有珠山火山活動災害対策室設置) ・ 道に対し、有珠山の噴火に係る避難勧告等の実施について、市 町村に助言されるよう依頼 ・ 消防庁審議官以下 3 名を現地合同連絡調整会議に派遣
〃 3 月30日	・ 道に対し、雲仙普賢岳の教訓を踏まえ、有珠山の噴火に伴う被 害が発生することが想定される地域を管轄する市町村に対し て、警戒区域の設定の検討について助言されるよう依頼。
〃 3 月31日	・ 13時30分、消防庁長官を長とする有珠山火山活動災害対策本部 を設置 (消防庁第 3 次応急体制)
〃 4 月 7 日	・ 消防庁長官現地視察(非常災害現地対策本部、現地消防部隊等)
〃 4 月23日	・ 自治大臣現地視察 (非常災害現地対策本部、現地消防部隊等)
〃 5 月16日	・ 消防庁審議官現地視察 (非常災害現地対策本部、現地消防部隊 等)
〃 6 月 9 日	・ 消防庁長官現地視察(非常災害現地対策本部、現地消防本部等)
平成13年 6 月28日	・ 政府の「有珠山噴火非常災害対策本部」廃止に伴い消防庁有珠 山火山活動災害対策本部を廃止

- ・政府の「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議」が設置され、消防庁次長が構成員となる。

(2) 消防機関の対応

地元の伊達市消防本部、西胆振消防組合消防本部及び各市町村の消防団に対し、下記のとおり応援活動を実施した。

北海道内からの応援

札幌市消防局を中心とする各消防機関(最大動員時、30本部77隊238人)火山活動に大きな変化が生じた場合、概ね3時間で噴火以来最大規模の消防部隊が現地に配備できる体制をとっていた。

北海道外からの応援(緊急消防援助隊)

仙台市消防局、耐熱装甲型救助車等を含む横浜市消防局、東京消防庁及び川崎市消防局の各部隊(最大動員時、5本部15隊72人)

各地から消防・防災ヘリコプターが現地に応援のため出動

立入禁止地区の情報収集や、物資の運搬、短時間帰宅時の火山の監視活動等(活動内容)

- ・避難指示の広報、避難誘導、救助搬送、避難所からの急病人の救急搬送、避難住民の短時間帰宅支援等を実施。
- ・防災ヘリ等による地質調査、画像撮影への協力、物資・資機材の搬送等を実施。

5. 防災行政無線の配備

伊達市、壮瞥町及び虻田町では、避難指示の一時解除地区等を対象として、住民への避難情報等の伝達のため防災行政無線(同報系)戸別受信機を配備し、平成12年5月2日までに運用を開始。

6. 災害救助法の適用状況

北海道 伊達市 (平成12年3月29日適用)
虻田郡虻田町 (" 3月29日適用)
有珠郡壮瞥町 (" 3月29日適用)

7. 被災者生活再建支援法の適用状況

北海道 虻田郡虻田町(平成12年3月31日適用)

8. 激甚災害指定について

平成12年有珠山噴火による災害で、北海道虻田郡虻田町の区域が指定
(平成13年3月14日政令第47号)

9. その他

- ・登山道は、伊達市、虻田町からの2ルートあるが、昭和52年の噴火以来、入山規制を続けている。

問合わせ先

総務省消防庁 防災課

担当：長尾・木戸・白井

TEL 03-5253-7525(直)

03-5253-5111(代) 内7770

FAX 03-5253-7535